

公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 2 日

広島県北部総務事務所長 八 剣 学
広島県西部農業技術指導所長 宮 脇 尚 久

1 調達内容

(1) 調達物品及び調達予定数量

ア 広島県三次庁舎で使用するレギュラーガソリン（JIS K 2202 2 号）

年間購入予定数量 28,000 リットル

イ 広島県三次庁舎で使用する軽油（JIS K 2204）

年間購入予定数量 500 リットル

(2) 契約の主体（契約担当職員）及び調達予定数量

ア 広島県北部総務事務所長 レギュラーガソリン 23,000 リットル
軽油 500 リットル

イ 広島県西部農業技術指導所長 レギュラーガソリン 5,000 リットル

(3) 調達物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 納入場所

広島県三次庁舎から半径 1 キロメートル以内に所在する給油施設

(6) 入札方法

上記 1 (1) の調達物品ごとの単価にそれぞれの予定数量を乗じて算出した額の総合計金額で入札に付する（契約は単価契約とする。）。

(7) 入札書の記載方法等

消費税及び地方消費税を含めた金額を入札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めた金額（1 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てるものとする。）を入札書に記載し、消費税及び地方消費税込みとその右側に括弧書きすること。

なお、入札者は、物品の納入に要する経費等の一切の諸経費を含めた金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和 6 年広島県告示第 607 号（令和 7 年から令和 9 年までににおいて県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「10A 石油」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 広島県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。
- (5) 広島県三次庁舎から半径 1 キロメートル以内に給油施設を有する者又は令和 8 年 4 月 1 日までに広島県三次庁舎から半径 1 キロメートル以内に給油施設を設置する者であること。
- (6) セルフ給油ではないこと。

3 入札手続等

- (1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6 番 1 号

広島県北部総務事務所総務課（広島県三次庁舎第一庁舎 2 階）

電話（0824）63-5164（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和 8 年 3 月 2 日（月）から令和 8 年 3 月 10 日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は広島県ホームページからダウンロードすること。

- (2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和 8 年 3 月 10 日（火） 午後 5 時

エ 提出方法

持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14

年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。) 又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和 8 年 3 月 12 日 (木) までに通知する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

令和 8 年 3 月 23 日 (月) 午後 2 時

イ 場所

三次市十日市東四丁目 6 番 1 号

広島県三次庁舎第一庁舎 2 階入札室

ウ 入札書の提出方法

持参による。電報、郵送等による入札は認めない。

4 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則第 19 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内(上記 1 (2) の契約担当職員が定めた予定価格の制限のいずれの範囲内にもある場合) で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、施行令第 167 条の 9 の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者(開札に立ち会っていない者を含む。)があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 入札の延期及び中止

本件調達に係る歳入歳出予算が入札日までに議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合は、当該入札を延期又は中止する。

(7) その他

入札説明書による。

6 問合せ先

〒728-0013 三次市十日市東四丁目6番1号

広島県北部総務事務所総務課（広島県三次庁舎第一庁舎2階）

電話（0824）63 - 5164(ダイヤルイン) ファクシミリ（0824）63 - 3447

メールアドレス sjnsoumu@pref.hiroshima.lg.jp